

### お知らせ 平成28年度容器包装プラスチック・ペットボトルの品質調査の結果

町から排出される資源ごみの容器包装プラスチックとペットボトルは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクル事業者へ引き渡し、再生処理されています。

同協会では、リサイクルを効率的に進めるために、毎年容器包装プラスチック及びペットボトルのべール品（圧縮して収束された品）が資源化の基準に適合しているか品質調査を行い、結果を「A」「B」「D」の3段階で評価しています。このたび、品質調査が実施されましたので、結果をお知らせします。

#### ▼資源化できる基準に適合している例（要旨）

- ①容器包装プラスチック
  - ・汚れが付着したり強い異臭がしていない
  - ・ペットボトル区分の容器が混入していない
  - ・容器包装以外のプラスチックや他素材の品物（金属、紙、ゴムなど）が混入していない

- ・禁忌品（医療廃棄物、ライター、カミソリ、ガラス、乾電池などの危険品）が混入していない

- ②ペットボトル
  - ・キャップが外されている
  - ・中身が残っていたり異物が入っていない
  - ・テープや塗料が付着していない
  - ・カットしたり縦つぶれになっていない

#### ▼判定結果

- ①容器包装プラスチック
  - 最高ランクのA判定でしたが、他素材の品物（紙製容器包装）、容器包装以外のプラスチック製品（ストロー、商品プラスチックの一部など）、汚れが付着していたもの、ペットボトル、乾燥剤などの混入が見られました。

- ◎紙など他素材の品物が混ざらないよう、分別して出してください。
- ◎容器包装以外のプラスチック製品は「不燃ごみ」、乾燥剤は「可燃ごみ」として出してください。
- ◎必ず中身を使いきり、水洗いしてから出してください。
- ◎ペットボトル本体は、ペッ

トボトルだけで集めて資源ごみ袋に入れて出してください。

- ◎禁忌品は絶対に入れないください。
- ②ペットボトル
  - 最高ランクのA判定でしたが、キャップ付きペットボトルの混入が見られました。
- ◎必ずキャップを外し、水ですすいであらうしてください。

- ◎異物（紙類、金属、ガラスなど）を混入しないでください。

- ◎ペットボトル以外のプラスチック製品を混入しないでください。
- 今後ともよりよい資源化物を確保するため、適正なごみの分別について皆さんのご協力をお願いします。

#### ■問い合わせ

環境課  
☎893-1160



### お知らせ 秋の火災予防運動始まる

これからの季節は、空気が非常に乾燥し、風の強い日が多いことから火災が発生しやすく、また一旦火災が発生すると急速に延焼拡大し、大規模火災になる危険性が高くなります。毎年この時期に改めて、住民の皆さんに「火の用心」に対する関心をもってもらい、火災予防思想の普及並びに啓発を行うことを目的に、11月9日（水）を「一一九番の日」と定め、11月15日（火）までの一週間、『消しましよう その火その時 その場所』の防火標語のもと全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

仁淀消防署管内では、平成28年1月～8月までの間に、建物火災6件、林野火災1件、その他火災4件と合計11件の火災が発生しています。

**住宅防火 いのちを守る**  
7つのポイント  
— 3つの習慣・4つの対策 —

- 【3つの習慣】
- ①たばこの不始末は、絶対やめる

毎年たばこは出火原因の上位を占めています。たばこの投げ捨て、消し忘れなどは、絶対に止めましょう。

- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- 寒さとともにストーブなどの暖房器具を使い始めますが、使用前には必ず点検整備を行い正しい使い方で使用しましょう。

- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 天ぷらを揚げる温度は180度、この温度に達する時間は約5分、天ぷら油が自然発火する温度は約360度、その温度に達する時間が約15分～20分。コンロ使用中にその場を離れる場合は必ず火を消してから離れるようにしましょう。

- 【4つの対策】
- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 火災予防条例により平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務付けられています。

- ②寝具や衣類及びカーテンに防災製品を使用することにより、火災の延焼拡大を防ぐ